



# 栃木県公報

平成25年  
3月29日(金)  
号外  
第43号

## 目次

### 議 会

- 栃木県議会事務局組織規程の一部改正..... 1
- 栃木県議会事務局処務規程の一部改正..... 1

### 調達等公告

- 技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 2

## 議 会

### 栃木県議会訓令第1号

議会事務局

栃木県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

#### 栃木県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

栃木県議会事務局組織規程（昭和三十九年栃木県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務課の項第十三号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表政策調査課の項第四号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第六号中「（政策提言に係るものに限る。）」を削る。

第十一条の見出しを「（主任、主事、技査及び主任技能技術員）」に改め、同条第一項中「技能技術員、技術員、守衛及び公仕」を「技査及び主任技能技術員」に改め、同条第二項中「あて、技能技術員、技術員、守衛及び公仕」を「充て、技査及び主任技能技術員」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第三項中「複雑」を「、複雑」に改め、同条第五項中「技能技術員、技術員、守衛又は公仕」を「技査又は主任技能技術員」に改め、「特定の労務、議会の議事堂内外の警備又は議員会館の館務及び館内外の清掃等」を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表総務課の項第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 栃木県議会訓令第2号

議会事務局

栃木県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

#### 栃木県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県議会事務局処務規程（昭和四十四年栃木県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 業務概要

(1) 業務名

次期栃木県文書管理システム開発委託業務

(2) 業務内容

システムの基本設計及び詳細設計、プログラムの設計及び開発、既存データの移行作業、システムテスト、機器類の設置及び調整並びに職員研修計画策定

(3) 履行期限

平成27年3月24日

(4) 提案上限額

98,804,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、年度別の上限額は、次のとおりとする。

ア 平成25年度 67,804,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 平成26年度 31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行場所

県が別途指定する場所

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ウ 平成25年3月29日から同年6月6日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 地方公共団体又は国を対象とした文書管理システム（おおむね5,000人以上の職員が利用することを前提としているものに限る。）に係るパッケージシステムを自ら開発し、保有している者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 会社の経営状況

イ 専門技術者の状況

ウ 主要業務及び同種又は類似の業務の実績

エ 本システムの開発体制

オ 業務主任技術者及び業務担当技術者の資格、業務実績及び手持ちの業務の状況

カ 本システム運用後のメンテナンス体制

キ システムの操作性、構築方法及びセキュリティ対策

ク 開発委託費用

ケ ライフサイクルコスト

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

ア (2)のイからケまでに掲げる事項

イ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県経営管理部文書学事課文書管理担当

電話 028-623-2050 FAX 028-623-2074 電子メール bunsyo-gakuji@pref.tochigi.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成25年3月29日から同年4月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時（平成25年4月24日にあっては、午後4時）まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

## (3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

## ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書等に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

## ウ 提出期限

平成25年4月24日午後4時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

## (4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

## ア 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書等に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

## ウ 提出期限

平成25年6月6日午後4時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

## 4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 技術提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。
- (4) 詳細は、説明書等による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Developing of the Tochigi Prefectural Document Management System
- (2) Time limit to express interests : 4:00 P.M. April 24, 2013
- (3) Time limit for the submission of proposals : 4:00 P.M. June 6, 2013
- (4) Information is available at:  
Document Management Section,  
Archives and Educational Affairs Division,  
Department of Administration and Management,  
Tochigi Prefecture  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL. 028-623-2050

(文書学事課)